破産債権届出期間の変更

平成２３年（フ）第１８０５８号
栃木県那須塩原市埼玉163―５
破産者　三ケ尻　勲
破産債権の届出期間を次のとおり変更する。
変更前の期間　平成24年８月31日まで
変更後の期間　平成25年２月28日まで
平成24年８月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５９号
栃木県那須郡那須町大字湯本205―212
破産者　増渕　　進
破産債権の届出期間を次のとおり変更する。
変更前の期間　平成24年８月31日まで
変更後の期間　平成25年２月28日まで
平成24年８月９日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１３８号
山口県熊毛郡平生町大字平生町591番地の62
破産者　諸石　勝巳
異議申述期間　平成24年９月19日まで
平成24年８月10日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５０号
宮崎県日南市飫肥３丁目１番25号、前住所北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目３番地７
破産者　濱田　　中
異議申述期間　平成24年10月９日まで
平成24年８月７日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責審尋期日

平成２４年（フ）第５８１３号
千葉県八街市東吉田558―６、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西１丁目１―14　ＲＥＬＡＸ　ＣＯＦＦＥＥ　ＦＡＣＴＯＲＹ４Ｆ
破産者　菊地　　洋
審尋期日　平成24年10月15日午前10時
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
静岡県菊川市河東5442番地の５
再生債務者　学校法人南陵学園
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年２月６日から平成25年２月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第７号
愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１
再生債務者　株式会社海風
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年９月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月26日から平成24年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第６１号
東京都港区六本木４丁目８番７号六本木三河台ビル９階
再生債務者　株式会社オフィチーナ
特別調査期間　平成24年９月20日から平成24年９月21日まで
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第３７号
東京都世田谷区世田谷３丁目11番８号　上町マンション1011号、事業所住所東京都新宿区新宿３―11―11　ダイアン新宿ビル９階
再生債務者　新宿セントラルクリニックこと　林　　道也
１　投票期間　平成24年９月24日まで及び平成24年10月２日午後１時30分債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月２日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２３年（再）第９号
宮崎県西都市大字下三財3436番地
再生債務者　多田産業株式会社
１　決議に付する計画案　平成24年６月29日付け（平成24年７月30日修正）再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年９月19日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月５日
平成24年８月６日　　宮崎地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第６１号
東京都港区六本木４丁目８番７号六本木三河台ビル９階
再生債務者　株式会社オフィチーナ
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月26日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年９月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月12日
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第４２号
奈良県生駒市鹿ノ台西２丁目９番地７
再生債務者　新生グラビア株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
京都市左京区北白川西町82番地７　リーガル京都北白川501
再生債務者　伊藤　將史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年８月８日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第３１３号
東京都足立区千住桜木２丁目11番８号
再生債務者　医療法人財団桜会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第６号
東京都中央区築地４丁目５番１号
再生債務者　株式会社築地江戸銀
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１１号
東京都渋谷区代々木５丁目40番６号
再生債務者　株式会社ユニテック・ソフト・センター
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３９号
岐阜県飛騨市古川町数河80番地の１
再生債務者　飛騨ハイランド観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年８月７日
東京地方裁判所民事第20部